

京都市市税に係る返還金の取扱要綱

（目的）

第1条 この要綱は、市税並びにその延滞金及び加算金その他に係る瑕疵ある徴収金（以下「瑕疵ある徴収金」という。）で、地方税法の規定によつては還付することができない当該徴収金の相当額（以下「返還金」という。）を交付することにより、税負担の公平と税務行政に対する信頼を確保することを目的とする。

（支出の根拠）

第2条 返還金は、地方自治法第232条の2の規定に基づく寄附金として支出する。

（返還対象者）

第3条 この要綱の規定により返還金の交付を受けることができる者（以下「返還対象者」という。）は、返還金が生じる原因となる瑕疵ある徴収金を納付又は納入した者（包括承継人を含む。）で、市長が適当と認めるものとする。

（適用基準）

第4条 返還金は、次に掲げる要件をいずれも満たし、かつ、返還金の交付によらなければ税務行政に対する信頼を確保することができないと市長が認める場合に、当該返還金の対象となることが判明した日の属する年度の初日において、当該瑕疵ある徴収金の発生した年度の法定納期限の翌日から起算して、瑕疵の内容が確認できる範囲において最大20年を経過していない年度分の額を交付することができるものとする。

- (1) 瑕疵ある徴収金で、本市に納付又は納入があったこと。

- (2) 当該瑕疵に関して、納税者の責めに帰すべき事由がないこと。

(返還金の範囲)

第5条 返還金の額は、次に掲げる額とする。

- (1) 返還すべき瑕疵ある徴収金の相当額

- (2) 利息相当額

2 前項第2号の利息相当額を計算するときの起算日は、当該瑕疵ある徴収金の発生した年度の法定納期限の翌日とする。ただし、納付又は納入の日が明らかな場合は、当該納付又は納入の日の翌日とする。

3 第1項第2号の利息相当額を計算するときの終期は、支出を決定した日とする。

4 第1項第2号の利息相当額を計算するときの利率は、第2項の起算日時点における民法第404条の法定利率とする。

(返還金の通知)

第6条 市長は、返還金を交付しようとする場合は、返還対象者に通知するものとする。

(返還金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により通知したときは、返還対象者に対し、速やかに返還金を交付するものとする。

(委任)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、行財政局財政担当局長が定める。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則

この要綱は、決定の日（平成 25 年 11 月 18 日）以後に瑕疵ある徴収金であることを市長又は区長が認める返還金について適用し、同日前に瑕疵ある徴収金であることを市長又は区長が認めた返還金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に利息が生じた場合におけるその利息を生じた返還すべき瑕疵ある徴収金の相当額に乗じる割合については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 4 年 7 月 1 日から実施する。